

石垣市指定地域密着型サービス事業所への実地指導について

1. 目的

介護保険法に基づき、介護給付等サービスの内容並びに請求に関して必要な指導及び助言を行うことにより、介護給付等サービスの質の確保と保険給付の適正化を図ること。

2. 対象

- ・指定更新前の石垣市地域密着型サービス事業所
- ・その他必要があると認められた場合

3. 実地指導の流れ

日程調整	2ヶ月前
実地指導通知の送付、事前提出資料提出を依頼	1ヶ月半前
事前提出資料の提出期限	2週間前
実地指導 (施設等現場の確認、書類の確認、ヒアリング⇒講評)	当日
指摘事項(文書指摘、口頭指摘)の通知	実地指導後
文書指摘に対する是正改善処理状況の報告	指摘事項通知後1ヶ月

※日程については目安です。

4. 関係法令

石垣市指定地域密着型サービス事業者等の指導に関する規則
(平成19年12月25日規則第33号)

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の6、第115条の15及び第115条の24